

1 計画策定の趣旨

市町村は、障害者福祉に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、また、障害福祉サービスの提供等を円滑に実施するために、法に基づき、次の2つの計画を策定しなければならないものと定められています。

市町村障害者計画 (障害者基本法第11条)	障害者のための施策全般に関する基本的な計画
市町村障害福祉計画 (障害者総合支援法第88条)	障害福祉サービスの提供体制の確保や業務の円滑な実施に関する計画

また、児童福祉法の改正に伴い、障害児通所支援等の提供等を円滑に実施するために、平成30年度から新たに次の計画を策定しなければならないものと定められました。

市町村障害児福祉計画 (児童福祉法第33条の20)	障害児通所支援等の提供体制の確保や業務の円滑な実施に関する計画
------------------------------	---------------------------------

2 計画の位置づけ

区分	障害者計画	障害福祉計画・障害児福祉計画
内容	障害者施策に関する基本的な計画	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービスの提供体制の確保や業務の円滑な実施に関する計画 障害児通所支援等の提供体制の確保や支援の円滑な実施に関する計画
根拠法	障害者基本法第11条	<ul style="list-style-type: none"> 障害者総合福祉法第88条 児童福祉法第33条の20
都	東京都障害者計画 計画期間：平成30年度～平成32年度	第5期東京都障害福祉計画 計画期間：平成30年度～平成32年度
市	昭島市障害者計画 計画期間：平成30年度～平成32年度	第5期昭島市障害福祉計画 計画期間：平成30年度～平成32年度

一体的に策定【計画期間：平成30年度～平成32年度】

3 国の指針の主な内容

基本理念：①障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

- ②市町村を基本とした身近な実施主体と障害福別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤障害児の健やかな育成のための発達支援

成果目標：①福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備
- ④福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤障害児支援の提供体制の整備等

4 策定スケジュール

区分	平成29年										平成30年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
障害者自立支援推進協議会				●				●	●			●	
計画策定	計画策定打合等	[スケジュール表示]											
	第1章～第3章	[スケジュール表示]											
	第4章～第5章	[スケジュール表示]											
	第6章～第7章	[スケジュール表示]											
	パブリック・コメント (市民説明会)	[スケジュール表示]											
	計画書編集・印刷・製本	[スケジュール表示]											

※障害者地域支援協議会には、適宜、情報提供等を行うものとする。

5 計画書(冊子)について

概要版の作成は取りやめることとし、計画書には、音声コードを付けるものとする。

第5期障害福祉計画に係る国の基本指針について

【市町村障害福祉計画等 該当部分】

1 基本指針の理念

- ・ 自立と共生の社会を実現
- ・ 障害者が地域で暮らせる社会

2 基本指針見直しの主なポイント

- ・ 地域における生活の維持及び継続の推進
- ・ 就労定着に向けた支援
- ・ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ・ 発達障害者支援の一層の充実

3 成果目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行（継続）

- ①平成28年度末時点における施設入所者の9%以上を平成32年度末までに地域生活へ移行
- ②平成32年度末時点における福祉施設入所者を、平成28年度末時点から2%以上削減

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（新規）

- ①平成32年度末までに、全ての障害保健福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議を設置
- ②平成32年度末までに、全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置

(3) 地域生活支援拠点等の整備（継続）

- ①平成32年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも一つ整備

(4) 福祉施設から一般就労への移行（拡充）

- ①平成32年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を平成28年度実績の1.5倍以上にすること
- ②平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末実績から2割以上増加すること
- ③就労移行率3割以上である就労移行支援事業所を、平成32年度末までに全体の5割以上とすること
- ④各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上とすること

(5) 障害児支援の提供体制の整備等（新規）

- ①平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置すること
- ②平成32年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること
- ③平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保すること
- ④平成30年度末までに、各圏域及び市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携するための協議の場を設置すること

(参考2-4) 成果目標と障害福祉サービスの見込量(活動指標)との関係

(成果目標)

施設入所者の地域生活への移行

- 地域生活移行者の増加
- 施設入所者の削減

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
- 市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
- 精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)
- 精神病床における早期退院率(入院後3か月・6か月・1年の退院率)

障害者の地域生活の支援

- 地域生活支援拠点の整備

福祉施設から一般就労への移行等

- 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加
- 就労移行支援事業の利用者の増加
- 就労移行支援事業所の就労移行率の増加
- 一定の就労定着率の達成

障害児支援の提供体制の整備等

- 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- 医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置

(活動指標)

- (都道府県・市町村)
- 居宅介護等の訪問系サービスの利用者数、利用時間数
 - 生活介護の利用者数、利用日数
 - 自立訓練(機能訓練・生活訓練)の利用者数、利用日数
 - 就労移行支援(A型・B型)の利用者数、利用日数
 - 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数
 - 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数
 - 自立生活援助の利用者数
 - 共同生活援助の利用者数
 - 地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)の利用者数
 - 施設入所支援の利用者数 ※施設入所者の削減

- (都道府県・市町村)
- 居宅介護等の訪問系サービスの利用者数、利用日数
 - 生活介護の利用者数、利用日数
 - 自立訓練(生活訓練)の利用者数、利用日数
 - 就労移行支援の利用者数、利用日数
 - 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数
 - 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数
 - 自立生活援助の利用者数
 - 共同生活援助の利用者数
 - 地域相談支援(計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援)の利用者数

- (都道府県・市町村)
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
 - 就労移行支援事業等(就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型)から一般就労への移行者数
 - 就労定着支援の利用者数
- (都道府県)
- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
 - 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
 - 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数
 - 障害者に対する職業訓練の受講者数

- (都道府県・市町村)
- 児童発達支援の利用児童数、利用日数
 - 医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数
 - 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
 - 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数
 - 居宅訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
 - 障害児相談支援の利用児童数
 - 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
- (都道府県)
- 福祉型障害児入所施設の利用児童数
 - 医療型障害児入所施設の利用児童数

(基本指針の理念)自立と共生の社会を実現
障害者が地域で暮らせる社会